

労働衛生行政の動向 化学物質による労働災害防止のための 新たな規制について

兵庫労働局労働基準部 健康課
令和4年9月21日(水)



1

化学物質に起因する労働災害



2

化学物質に起因する労働災害（休業4日以上）

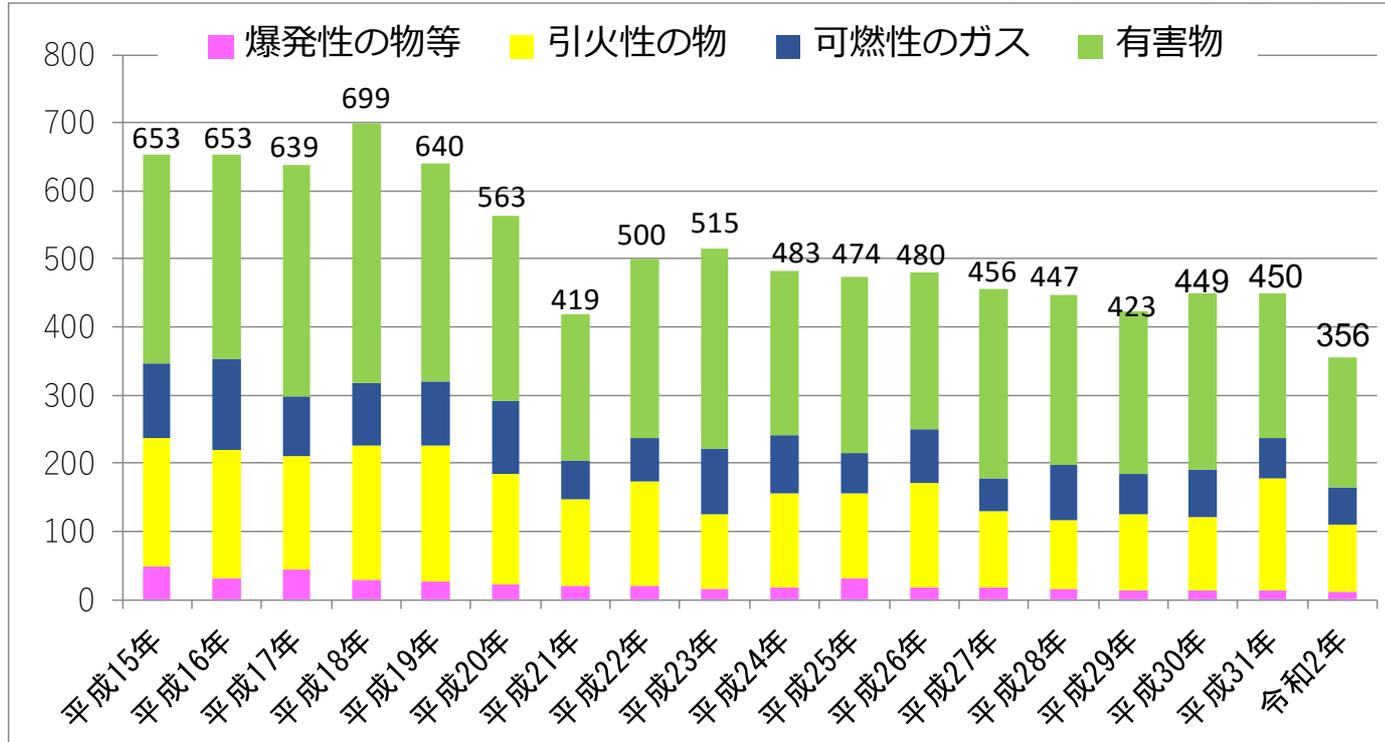
危険物・有害物（主に化学物質）に起因する労働災害は年間500件程度発生している

（兵庫県内は20件前後で推移 H30：24件、H31：21件、R2：13件）

例：食品工場でのNaOHによる化学熱傷、設備工事での酸による化学熱傷、製鉄・化学工場でのCO中毒



労働災害発生件数



資料出所：労働者死傷病報告

3

近年の職業がんの事例

- ・ ジクロロメタンによる胆管がん
- ・ 皮膚から吸収されたオルト-トルイジンによる膀胱がん
- ・ 3, 3-ジクロロ-4, 4-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）による膀胱がん



印刷事業場で発生した胆管がん

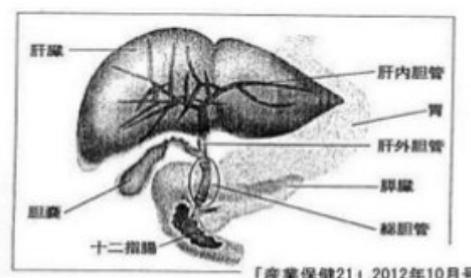
平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者から化学物質の使用により胆管がんを発症したとして労災請求があった。

平成26年5月末日現在、印刷業における胆管がんの労災請求は87人（53人）。印刷業以外における胆管がんの労災請求は20人（12人）で、多くの業種に分布。

※（ ）は請求時の死亡者数

胆管がんとは

胆管に発症するがんで、一般的には高齢者に発症する疾病とされ、50歳未満での発症はまれ。これまで、国際的にも化学物質による職業がんとは認識されてこなかった。



5

印刷事業場で発生した胆管がん

調査の結果、原因物質は「1,2-ジクロロプロパン」と「ジクロロメタン」と推定

⇒ 1,2-ジクロロプロパンは、工業的使用量も多くはなく、**有害性が未知な部分が多かったが、有害性情報が十分ではない物質を安易に使用**

※本件をきっかけに因果関係がわかり、国内で他にも労災認定

⇒ これまで胆管がんは、国際的にも職業がんの知見はなかった。**有害性が不明であること（分類できない）は無害であることを意味しない。**

⇒ 特にジクロロメタンは、工業的によく使われていたが、この高濃度で長期間ばく露した事例で初めてヒトへの発がん性が判明。**毒でない物は存在せず、ばく露量次第**である。



- 1,2-ジクロロプロパンを発がん物質として特定化学物質障害予防規則で規制（平成25年10月施行）
- ジクロロメタンを発がん物質として特定化学物質障害予防規則で規制（平成26年11月施行）

6

胆管がん問題を踏まえた化学物質のあり方に関する専門家検討会（平成25年10月）

- ・1、2ジクロロプロパンは**特別規則で規制されていなかった**
- ・「特別規則で規制されていない＝安全」ではない
- ・化学物質を使用するときのリスクを認識せず、防毒マスクの使用等の対策が取られていない。
⇒**リスクアセスメントに基づく対策が不十分**



7

化学物質を取り扱う時の注意点

- ・「有害性が不明＝安全」ではない
⇒**「規制の強さ＝リスクの大きさ」ではない**
- ・**安全かどうかは、リスクアセスメントの結果で判断する**



8

リスクアセスメント



9

災害が起こる背景

- ・ 経営トップの関与が薄い
- ・ 災害が起きてないから安全
- ・ 怪我は被災者の不注意のせい
- ・ 安全かどうかをリスクの大きさに判断しない
- ・ 職場にリスクを放置
- ・ リスクアセスメントを作業者まかせ



10

・安全とは何か？

・過去に災害が起きていないこと？

⇒× ∵過去に災害が起きていなくても
将来災害が起きるかもしれない。
目的の行為が終わるまで安全どうか判断出来ない。

・将来災害が発生しないこと？

⇒△ ∵一見正しそう。
将来災害が起きないことを「現在」知りたい。
もう少し工夫が必要。

・安全の定義

許容不可能なリスクがない状態

ポイント

- ☑許容可能なリスクは残っていてもよい。
- ☑リスクの大きさを判断するのは「現在」。
- ☑「現在」存在するリスクの大きさを将来を予測できる。

11

・リスクの定義

危険源による

危害の程度(重大性)と発生確率(可能性)の組み合わせ

これらの定義に基づいて世界は動いています。

例:飛行機は安全

∵墜落した時のダメージは大きい
が、墜落する可能性は低い
(リスクは小さい)

例:人が平坦な道を歩くことは安全

∵転倒する可能性は高いが、
ダメージは小さい
(リスクは小さい)

⇒飛行機や歩行のリスクを許容している



12

・リスクアセスメントとは

リスクの大きさが許容可能か否か(安全か危険か)を判断すること
(リスクアセスメントをしなければ安全かどうか判断できない。)

⇒大きなリスクを小さくするための対策



13

リスクアセスメントの法的位置づけ

・労働安全衛生法第28条の2 (一般)

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

・安衛法第57条の3(化学物質)

1 事業者は第57条1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

14

危険性又は有害性

＝危険源(災害を引き起こす根源)

危険性又は有害性等

＝リスク

危険性又は有害性等の調査

＝リスクアセスメント

危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

＝リスクアセスメント(リスクを下げるための対策を含む)

15

危険源の例

機械的	材料、物質
<ul style="list-style-type: none">・隙間が狭くなる箇所・回転部・鋭利な箇所・重量物・運動エネルギー(速さ)・高圧力のもの	<ul style="list-style-type: none">・化学物質・粉塵・ウィルス
電氣的	滑り
<ul style="list-style-type: none">・充電部・絶縁不良・静電気	<ul style="list-style-type: none">・床面不具合(水、油など)
熱的	つまづき
<ul style="list-style-type: none">・高温のもの・低温のもの・高温低温環境下	<ul style="list-style-type: none">・段差
騒音	墜落
<ul style="list-style-type: none">・大きな音を発する箇所・工具	<ul style="list-style-type: none">・高さ

16

災害発生プロセス



- 危険源（ハザード／Hazard）
リスクが生ずる原因となるもの、災害を起こす根源となるものを言います。
- 危険状態
危険源があるだけでは、災害は起こりません。人間が危険源に近づいた状態を「危険状態」と言います。
- 危険事象
危険状態が発生する場合には、各種の安全対策を施します。もし安全対策の不足や、不適切、不具合、あるいは人の誤りなどがあった場合には、人間が危害を受ける事象になります。これを「危険事象」と言います。
- 回避
危険事象が発生したとき、人間が逃げることであれば危害を受けなくて済みます。これを回避と言います。例えば機械のスピードが遅ければ逃げられる可能性がありますが、遅ければ逃げるゆとりはありません。
- 危害
災害が発生し、人間が身体的傷害、または健康障害を受けることを言います。

- リスク（Risk）
人間が危険源に近づいたことによって発生する、危害の「発生確率」と「ひどさ」の組み合わせを言います。つまり、その危険源が元になって、どのくらいの見込みで危害が発生するか、どのくらいのひどさになるかを、両方考えて大きさを表すということです。
- 「安全」とは（労働衛生・健康を含みます）
国際的には、「安全」とは、「許容できないリスクがないこと」と定義されています（ISO / IEC ガイド 51 : 2014）。リスクが「ない」状態を指しているのではなく、「安全」と呼んでいる状態のなかに許容可能なリスクは含まれているということです。また、この定義において「災害」の有無はまったく関係ありません。災害の起きない状態を指して「安全」と呼ぶわが国の一般的な習慣は、国際的な定義とは相容れないものであると言えます。

(※1) 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」
平成18年3月10日、危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号

17

対策の優先順位（リスクの下げ方）

災害防止対策

例) 階段を下りる時の対策

災害発生プロセスに沿って考えると、災害防止対策も、例えば次のように、より論理的に整理することができます。

例) 階段をスロープに変更

(1) 危険源への対策

- ・危険源そのものを無くし、またはエネルギーを低減する。
- ・危険性または有害性の低い材料へ代替する。

エレベーターを使用

(2) 危険源に関わらない作業方法の選択

- ・自動化や工程の変更等によって、危険源と人が近づく機会そのものをなくす。

滑りにくい靴、階段の材質変更
注意喚起ステッカー

(3) 危険状態の発生を防ぐ対策

- ・危険源の影響範囲の外側に柵やガード等を設け、十分な離隔距離を保って、危険源と人を隔離する。

手すり

(4) 危険事象の発生を防ぐ対策

- ・危険源の影響範囲の内側に人が立ち入って作業することを許容した上で、インターロック、光線式安全装置、局所排気装置等によって危険事象の発生を防ぐ。

ヘルメット

(5) 回避を補助する対策

- ・警報を鳴らす等により、危険事象の発生に気づきやすくする。
- ・機械の速度等を落とし、危険事象に気づいた際に回避しやすくする。

(6) 危害を軽減する対策

- ・万一、災害が発生した場合に、安全帯やヘルメット等の保護具によって危害のひどさを小さくする。

これらのうち、危険源や作業方法に変更を加え、本質的な措置を講じているものは、(1)、(2)のみであることが分かります。災害防止の効果は、プロセスの流れに沿って(3)、(4)、(5)、(6)の順で弱まっていきます。

18

リスクアセスメント表

リスクアセスメント対象職場	1～3の実施担当者と実施日	4～6の実施担当者と実施日	7～8の実施担当者と実施日	支店長	部長	課長	担当		
倉庫から長い通路を通り、フォークリフトでのトラック荷積み	〇〇 一階 H18年〇月I日	△△ 二階 H18年〇月I日	□□ 階次 H18年〇月I日	◎	◎	◎	◎		

1. 作業名 (機械/設備)	2. 危険性又は有害性と 発生のおそれのある災害(※)	3. 既存の災害防止対策	4. リスクの見積り			5. リスク低減対策案	6. 措置後のリスクの見積り			7. 対応措置		8. 備考
			重篤度	発生可能性	優先度		重篤度	発生可能性	優先度	対策実施日	次年度検討事項	
フォークリフトでの 運搬作業	製品を積み前進走行中、作業者が直前を横切ったので急ブレーキを掛けたら荷が飛び出し作業者に激突する。	前進中はハットライトを隠す	×	△	Ⅱ	・運転中にブザーも鳴らす ・制限速度を定める	×	○	Ⅱ	H19 */*	年1回のフォークリフト運転者反復講習で前方確認の徹底をする	
	フォークリフト運転中、事務員が伝票を渡そうと近づいた時、バックしたリフトに接触する。	後方の目視確認励行	×	△	Ⅱ	後方ブザーの設置	×	○	Ⅱ	H19 */*	年1回のフォークリフト運転者反復講習で後退走行の基本を講習する	
	フォークリフトでトラックに荷積み中、トラックの運転手が動揺いで、トラックを発進させ、リフトが回転する。		×	△	Ⅱ	タイヤ輪どめの実施	△	○	Ⅰ	H19 */*	トラック運転手への反復教育実施	
	スピードの出しすぎにより停止できず死角から出てきた作業員に激突。	速度制限を設定している	×	×	Ⅱ	・制限速度を表示 ・カーブミラーの設置	×	○	Ⅱ			
	製品を高く積んでいるのに前進走行し、前方にいた他の作業員に激突。	製品を高く積むときはバックの励行	×	×	Ⅱ	・バックでの移動を作業手順に明記 ・ハットライトとブザーをフォークリフトにつける	×	○	Ⅱ			
	製品を積み込もうとリフトした時、重心のずれから製品が荷崩れし、落下した製品が他の作業員に激突。	重心にずれのある荷をフォークリフトで積み込む際には注意するよう教育を行う	×	△	Ⅱ	重心にずれのある荷の積み込みは、フォークリフトを使用せずに移動式クレーン等により行う	△	○	Ⅰ			

凡例：●災害の重篤度 ×—致命的・重大 △—中程度 ○—軽度 ●発生可能性 ×—頻繁・可能性が高いか比較的高い △—時々・可能性がある ○—ほとんどない・可能性がほとんどない
●優先度 Ⅱ—直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。 Ⅰ—速やかにリスク低減措置を講ずる必要があるリスクがある。 Ⅲ—必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。
※(災害に至る過程として「～なので、～して」+「～になる」と記述します)

化学物質規制の見直し



職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

趣旨と目的

- ・ **国内**で輸入、製造、使用されている化学物質は**数万種類**
- ・ **危険性、有害性が不明**なものも少なくない
- ・ 化学物質による労働災害が年間約450件発生
- ・ **法令で規制していない**物質を原因とする労働災害が**約8割**
- ・ **一方で、国際的には**一定以上の化学物質の輸入、製造について全ての化学物質が届出対象であり、製造量、用途、有害性などの**リスクに基づく管理**が行われている

21

化学物質による労働災害を防ぐため 職場における管理のあり方について検討

開催状況

- ・ 令和元年9月2日～令和3年7月14日までに15回
- ・ ワーキンググループ
令和2年10月20日～令和3年4月26日までに5回



検討会報告書の中で**自律的な管理への転換**について示された。



22

日本の現状

- ・ 有機溶剤中毒予防規則（有機則）、特定化学物質障害予防規則（特化則）等による規制対象外物質による災害が約8割。
- ・ 新たに規制しても、規制対象外の物質に変更し、災害発生。
- ・ 作業環境測定結果が第3管理区分の割合が増加。
- ・ 中小企業の管理レベルが低い。
- ・ リスクアセスメントの実施率が低い（約50%）

海外の現状

- ・ 欧州では、全ての物質に対するリスクアセスメントが義務化されているが、化学物質への個別적인規制は無い。
- ・ 米国では、インダストリアルハイジニスト（専門家）の判断を重視しており、化学物質への個別적인規制は無い。

23

自立管理型への転換

- ①国が定めた管理基準を達成するよう、事業者はリスクアセスメントを行い、自らばく露防止措置を選択する。
- ②化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達の強化
- ③自律的な管理のための体制確立
- ④5年後を目途に、個別具体的な規制（有機則、特化則等）を廃止することを想定

など



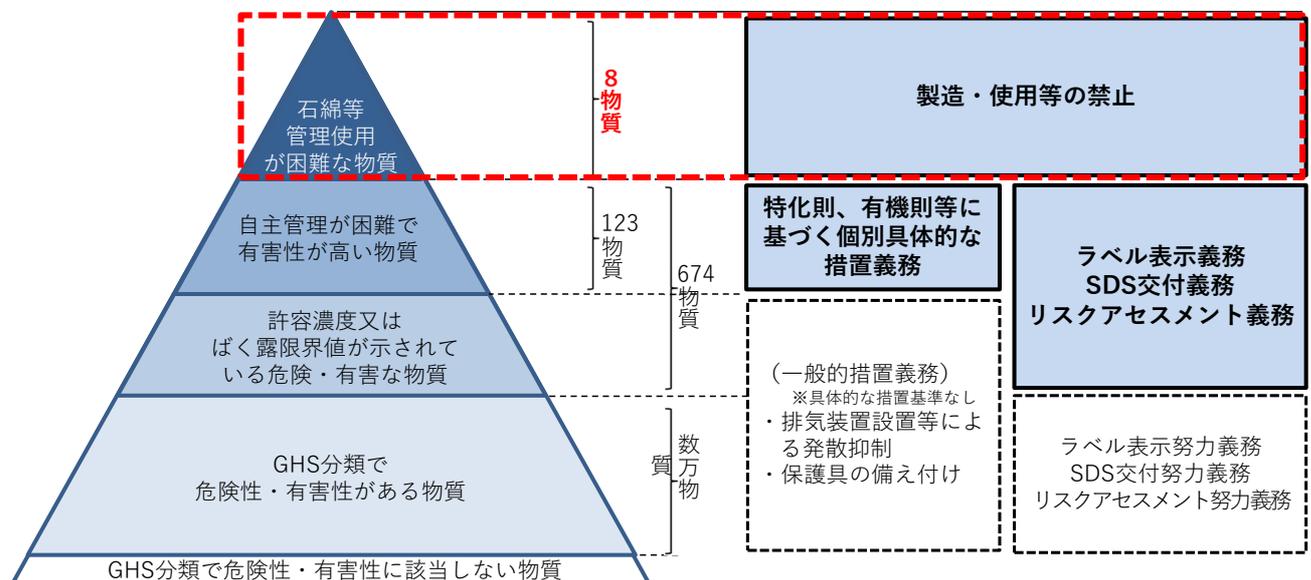
24

現行の化学物質規制の仕組み



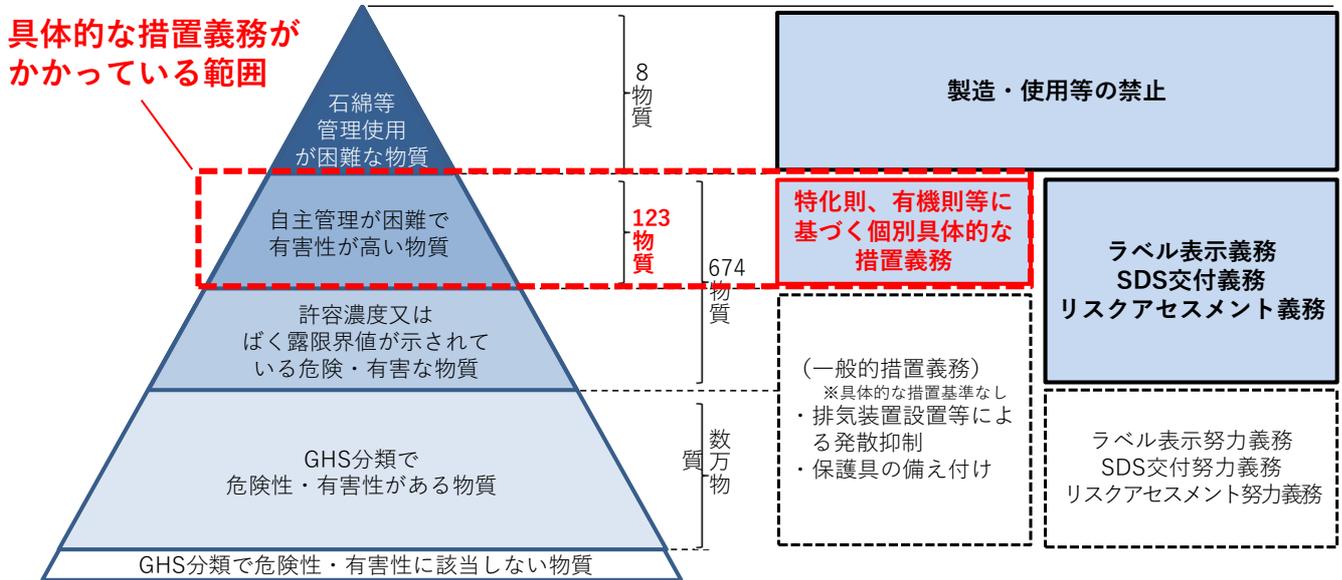
現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）

- 製造等禁止の8物質（過去に重篤な労働災害を引き起こした原因物質）
黄りんマッチ、アスベスト、ベンゼンを含有するゴムのり 等



■ 法令で具体的な措置義務を規定

特定化学物質障害予防規則（**特化則**）、有機溶剤中毒予防規則（**有機則**）
鉛中毒予防規則（**鉛則**）、粉じん障害防止規則（**粉じん則**） 等



- ・労働安全衛生法（**安衛法**）・・・国会が定める
 - ・労働安全衛生法施行令（**安衛令**）
 - ・・・法から委任された事項について内閣が定める
政令、施行令とも言う
 - ・労働安全衛生規則（**安衛則**）
 - ・有機溶剤中毒予防規則（**有機則**）
 - ・特定化学物質障害予防規則（**特化則**）
 - ・鉛中毒予防規則（**鉛則**）
 - ・粉じん障害防止規則（**粉じん則**）
など
 - ・・・法、令の委任に基づいて大臣が定める
省令、施行規則、**特別規則**とも言う
- ・告示・・・「厚生労働大臣が定める者」の詳細 など

有機溶剤中毒予防規則について

有機溶剤中毒予防規則

- 第1章 総則
- 第2章 設備
- 第3章 換気装置の性能等
- 第4章 管理
- 第5章 測定
- 第6章 健康診断
- 第7章 保護具
- 第8章 有機溶剤の貯蔵及びびから容器の処理
- 第9章 有機溶剤作業主任者技能講習

産業	有機溶剤業務がある
鉱業、採石業、砂利採取業	4.4%
建設業	6.8%
製造業	23.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	8.7%
不動産業、物品賃貸業	2.7%
学術研究 専門・技術サービス業	8.4%
サービス業(他に分類されないもの)	8.3%

29

有機溶剤とは

有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称。油・□ウ・樹脂・ゴム・塗料など水に溶けないものを溶かすことから、**溶剤として塗装、洗浄、印刷等工業的用途において幅広く使用**されている。身近なものでは石油・灯油・シンナーが有機溶剤。

一部出典：厚生労働省パンフレット「有機溶剤を正しく使いましょう」

- 常温では液体であり、揮発性が高い。

沸点が低く常温での蒸気圧が高い

(例) ジクロロメタン

沸点：40℃、蒸気圧：47.4 k Pa (20℃)

(参考) 水の蒸気圧：2.3 k Pa (20℃)、47.5 k Pa (80℃)

- 揮発した蒸気は、作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収される。

出典：厚生労働省パンフレット「有機溶剤を正しく使いましょう」

- 危険有害性

- ・ 蒸気を吸入すると健康を害する
- ・ 引火しやすい



- 空気より重い

30

有機則の対象となる有機溶剤とは（対象物質）

第1種有機溶剤(2物質)

- 28 1, 2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)
38 二硫化炭素

第2種有機溶剤(35物質)

- 1 アセトン
2 イソブチルアルコール
3 イソプロピルアルコール
4 イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)
5 エチルエーテル
6 エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)
7 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)
8 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)
9 エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)
10 オルトジクロロベンゼン
11 キシレン
12 クレゾール
13 クロロベンゼン
15 酢酸イソブチル
16 酢酸イソプロピル
17 酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)
18 酢酸エチル
19 酢酸ノルマルブチル
20 酢酸ノルマルプロピル

第2種有機溶剤(続き)

- 21 酢酸ノルマルペンチル(別名酢酸ノルマルアミル)
22 酢酸メチル
24 シクロヘキサノール
25 シクロヘキサノン
30 N・N-ジメチルホルムアミド
34 テトラヒドロフラン
35 1, 1, 1-トリクロロエタン
37 トルエン
39 ノルマルヘキサン
40 1-ブタノール
41 2-ブタノール
42 メタノール
44 メチルエチルケトン
45 メチルシクロヘキサノール
46 メチルシクロヘキサノン
47 メチルノルマルブチルケトン

第3種有機溶剤(7物質)

- 48 ガソリン
49 コールターナフサ(ソルベントナフサを含む。)
50 石油エーテル
51 石油ナフサ
52 石油ベンジン
53 テレピン油
54 ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)

※番号は政令番号(安衛令別表第6の2)。

31

有機溶剤業務

- イ **有機溶剤等を製造する工程**における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
 □ **染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑性剤**又はこれらの物の中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
 ハ 有機溶剤含有物を用いて行う**印刷**の業務
 ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
 ホ 有機溶剤等を用いて行う**つや出し、防水**その他物の面の加工の業務
 ヘ **接着**のためにする有機溶剤等の塗布の業務
 ト **接着**のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
 チ 有機溶剤等を用いて行う**洗浄**(ヨに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)又は**払しょく**の業務
 リ 有機溶剤含有物を用いて行う**塗装**の業務(ヨに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。)
 ヌ 有機溶剤等が付着している物の**乾燥**の業務
 ル 有機溶剤等を用いて行う**試験又は研究**の業務
 ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。)の内部における業務

屋内作業場等

- **屋内作業場**
- 船舶の内部
- 車両の内部
- **タンク等の内部**
 - ・ 地下室の内部その他通風が不十分な屋内作業場
 - ・ 船倉の内部その他通風が不十分な船舶の内部
 - ・ 保冷貨車の内部その他通風が不十分な車両の内部
 - ・ タンクの内部
 - ・ ピットの内部
 - ・ 坑の内部
 - ・ ずい道の内部
 - ・ 暗きよ又はマンホールの内部
 - ・ 箱桁の内部
 - ・ ダクトの内部
 - ・ 水管の内部
 - ・ そのほか通風が不十分な場所(航空機、コンテナ、蒸気管、煙道、ダム、船体ブロックの各内部等)

32

有機則の規制対象

○基本

①有機溶剤等
〔有害性の高い
ハザード〕



②屋内作業場等
③有機溶剤業務
〔ばく露の
大きい場合〕



リスクの高いものを対
象に健康障害防止措置
を義務付け

屋外作業は対象外

タンク等の内部とは

天井、床、側壁の総面積のうち、外気への開放面積が3%以下

タンク等の内部以外(屋内作業場 など)

開口面積が3パーセントを超える



33

有機溶剤の分類と措置内容

強 ← 毒性 → 弱

		普通有機溶剤	第1種 (2物質) 二硫化炭素、1,2-ジクロロエチレン	第2種 (35物質) トルエン、キシレン、アセトン、エチルエーテル 等	第3種 (7物質) ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ 等		
特定化学物質→		特別有機溶剤	第1種相当 (5物質) クロロホルム、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン 等	第2種相当 (7物質) 1,4-ジオキサン、ジクロロメタン、スチレン 等	※該当なし		
局排装置等の設置	タンク等の内部以外	5	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉式 ・局排装置 ・プッシュプル (全体換気は×) いずれか			×	
	タンク等の内部	吹付作業				6-① -②	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉式 ・局排装置 ・プッシュプル ・全体換気 いずれか
		吹付以外				6-① -②	

31

※ 6-①は「有機則第6条1項」の略

34

		条文	第1種有機溶剤	第2種有機溶剤	第3種有機溶剤
管 理	作業主任者	19	○	○	○
	定期自主検査	20	○	○	○
	点検	22	○	○	○
	補修	23	○	○	○
	掲示	24	○	○	○
	区分表示	25	赤	黄	青
作業環境測定		28	○	○	×
そ の 他	健康診断	29	○	○	○ (タンク等内部に限る)
	貯蔵	35	○	○	○
	空容器の処理	36	○	○	○



特定化学物質障害予防規則

特定化学物質障害予防規則

- 第1章 総則
- 第2章 製造等に係る措置
- 第3章 用後処理
- 第4章 漏えいの防止
- 第5章 管理
- 第5章の2 特殊な作業等の管理
- 第6章 健康診断
- 第7章 保護具
- 第8章 製造許可等
- 第9章 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 第10章 報告

産業	特定化学物質の製造・取扱い業務がある
鉱業、採石業、砂利採取業	1.8%
建設業	2.0%
製造業	11.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	11.6%
不動産業、物品賃貸業	0.6%
学術研究 専門・技術サービス業	6.0%
サービス業(他に分類されないもの)	5.1%

特定化学物質の分類

第1類物質

※製造許可物質

がん等の慢性障害を引き起こす物質の内、特に有害性が高いもの

第2類物質

がん等の慢性障害を引き起こす物質の内、第1類物質以外のもの

特定第2類物質

第2類物質の内、大量漏洩により急性中毒を引き起こす物質

特別有機溶剤等

有機溶剤として規制されていた物質等でがん原性の可能性のあるもの

オーラミン等

物質にがん原性は見られないが製造工程にがん原性のあるもの

管理第2類物質

特定第2類物質、特別有機溶剤等及びオーラミン等以外のもの

特別管理物質

第一類物質、第二類物質の中で、職業がんなど労働者に重度の健康障害を生ずるおそれがあり、発症までに長い期間がかかるもの

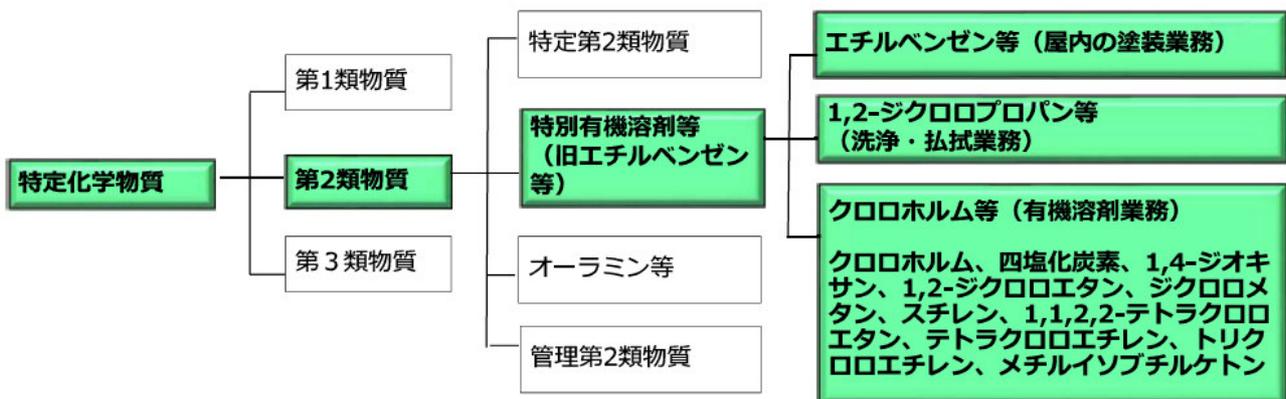
第3類物質

大量漏洩により急性中毒を引き起こす物質(漏洩防止措置が必要)

37

「特別有機溶剤」規制の導入 ※平成26年

有機溶剤中毒予防規則で規制されている有機溶剤のうち、WHO/IARCで1、2A、2Bの評価がされているものについて、職業がんの予防の観点から健康障害防止措置が必要



有機溶剤としての措置(有機則)

+

発がん性に着目した措置(特化則)

【例:特別管理物質として記録を30年保存】

※「特別」とは「発がん性のおそれ」

38

特化則の規制対象

原則

特定化学物質を取り扱うときは、業務の種類や場所を問わず適用

例外

- ・特別有機溶剤等
業務の種類を限定して適用
- ・コバルト、酸化プロピレン、ナフタレン 等
「～以外の業務」について適用



39

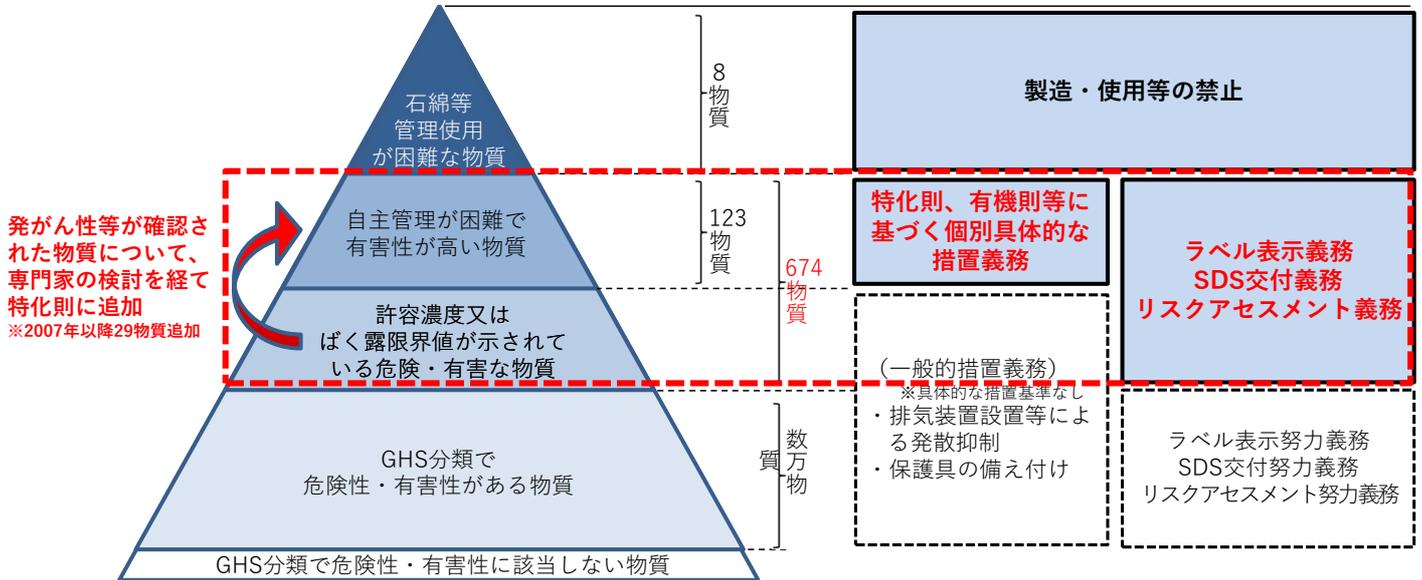
特定化学物質の分類と措置内容

第1類 物質	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> ○製造許可 PCB シクロルベンジジン、ベリリウム 等 </div>			○密閉式、局排装置 ○ぼろ処理、立入禁止、床、容器等 ○休憩室、洗浄設備、喫煙等禁止	○作業主任者	○作業環境測定	○特殊健診 <small>(ホルムアルデヒド、エチレンオキシドは安衛則45条)</small>	
	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> 特定第2類物質 塩化ビニル、ベンゼン、 塩素、シアン化水素、臭化メチル 等 </div>	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> 管理第2類物質 クロム酸、コールタール、 シアン化カリウム、カドミウム、水銀 等 </div>	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> 特別有機溶剤等 オーラミン等 </div>	○密閉式、局排装置、全体換気 ○ぼろ処理、立入禁止、床、容器等 ○休憩室、洗浄設備、喫煙等禁止				<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> 特別管理物質 ○掲示 ○作業記録、測定記録の30年保存 </div>
	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、硫酸、フェノール 等 </div>			○ぼろ処理、立入禁止、床、容器等				<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> 大量漏えい防止 ○特定化学設備 </div>

40

■ ラベル、SDSの表示

化学物質の危険性、有害性を伝えるために
世界共通の絵表示が定められています。



GHSに基づくラベル・SDS

ラベル表示、SDS交付は「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）（国連勧告）に基づく分類、JISZ7252,7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依ります。

ラベルの表示



(製品の特定名) △△△製品 ○○○○ (絵表示)

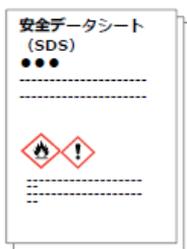
(注意喚起語) 危険

(危険有害性情報)
・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 …

(注意書き) ・火気厳禁 ・防毒マスクを使用する ……

SDS（安全データシート）

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約(GHS分類) | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

＜ラベルの絵表示と危険・有害性＞

【炎】 	可燃性／引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【円上の炎】 	支燃性／酸化性ガス 酸化性液体・固体	【爆弾の爆発】 	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
【腐食性】 	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性	【ガスボンベ】 	高圧ガス	【どくろ】 	急性毒性 (区分1～3)
【感嘆符】 	急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	【環境】 	水生環境有害性	【健康有害性】 	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性



43

労働安全衛生法に基づく規制

(第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等)

第57条の3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

【ラベル表示義務対象物質】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(安衛法施行令第18条)

||

【SDS交付義務対象物質】

名称等を通知すべき危険物及び有害物(安衛法施行令第18条の2)

||

【リスクアセスメント実施義務対象物質】(安衛法第57条の3)

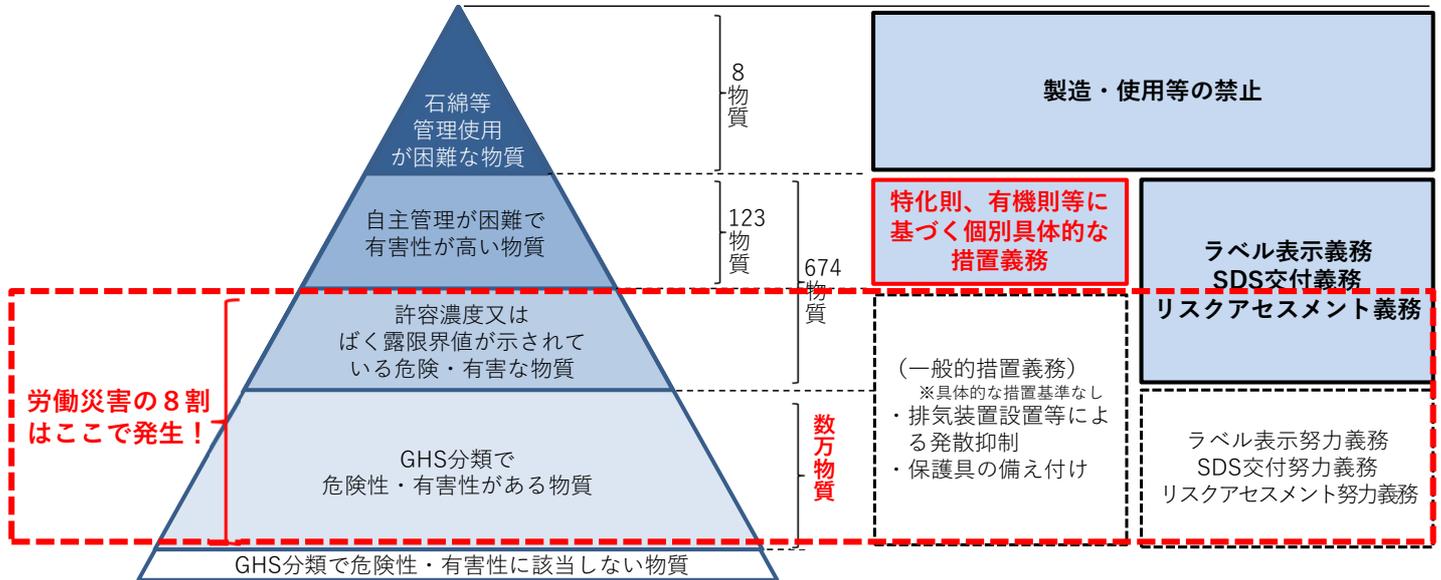
R4年9月21日
現在674物質



44

現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）

- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生（規制とのいちごっこ）



45

化学物質のリスクアセスメント（復習）

安衛法第57条の3

- 1 事業者は第57条1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。



46

化学物質のリスクは2種類

①危険性のリスク＝被害の大きさ×発生可能性

②有害性のリスク＝有害性の大きさ×ばく露量

※危険性とは爆発、火災

有害性とは

吸入ばく露や経皮吸収によるがん、中毒
眼や皮膚への局所影響



47

化学物質のリスクアセスメントの主な手法と特徴 (有害性 (吸入) の場合)

	手法	長所	短所
ばく露濃度測定	労働者へのばく露濃度を測定し、当該物の許容濃度等と比較する方法 (機器による実測)	定量的にリスクが判定できる (ばく露濃度と許容濃度との比較) ガス状物質にも対応できる	測定のための費用がかかる
コントロール・バンディング法	ネット上で3項目 (有害性の程度、揮発性・飛散性、取扱量) によりリスクを判定	机上で評価できる (測定のための経費はかからない)	リスクの判定結果がばく露濃度測定と比べ、安全側の出るため、改善対策にコストがかかる 設備対策や時間要素反映されない ガス状物質には非対応
マトリクス法	ランク分けした有害性の程度とばく露の程度を縦・横軸としたマトリクス表によりリスクを判定	机上で評価できる (測定のための経費はかからない)	ハザードレベルが高いとリスクが下がりにくい ガス状物質には非対応
CREATE-SIMPLE法 	数値化した有害性の程度とばく露の程度を比較してリスクを判定	机上で評価できる (測定のための経費はかからない) ばく露推定値が定量的に算出できる 保護具対策も評価の対象 経皮吸収と危険性のリスクにも対応	ガス状物質には危険性のみ対応 ばく露限界値が設定されていない場合でハザードレベルが高いとリスクが下がりにくい

化学物質のリスクアセスメントの手法は、数多く開発されていますが、「有害性の程度」と「ばく露の程度」を評価要素としています。

「ばく露の程度」の指標

化学物質の「ばく露の程度」を示す指標として次のものがあります。

- ① **ばく露濃度**・・・ばく露濃度測定により得られる実測値
- ② **ばく露レベル**・・・揮発性・飛散性、取扱量等の作業条件からランク分けする
- ③ **推定ばく露濃度**・・・揮発性・飛散性、取扱量、保護具等の作業条件から推定する

評価方法	ばく露濃度測定法	コントロールバンディング法	マトリクス法(中災防方式)	CREATE-SIMPLE法
ばく露の程度を示す指標(形式)	ばく露濃度(数値:OQppm)	揮発性・飛散性ランク(大・中・小) 取扱量ランク(多量・中量・少量)	ばく露レベル(レベルI~V)	推定ばく露濃度(数値:OQppm)
評価項目	揮発性・飛散性	○	○	○
	取扱量	○	○	○
	換気条件		○	○
	身体への汚染		○	○
	作業時間・頻度		○	○
	含有率			○
	スプレー作業			○
	塗布面積			○
	呼吸用保護具			○

実測

CREATE-SIMPLEの入手(ダウンロード)

職場のあんぜんサイトより入手(ホーム > 化学物質のリスクアセスメント実施支援 > CREATE-SIMPLE)

職場のあんぜんサイト

化学物質のリスクアセスメント実施支援

CREATE-SIMPLE 対象: 有害性(吸入、経皮吸収)・危険性

CREATE-SIMPLE (Chemical Risk Easy Assessment Tool, Edited for Service Industry and Multiple workplaces: クリエイト・シンプル)は、サービス業など幅広い業種にむけた簡単な化学物質リスクアセスメントツールです。

ばく露濃度(またはGHS区分情報に基づく管理目標濃度)と化学物質の取扱い条件等から推定したばく露濃度を比較する方法となっています。英国安全衛生(HSE)が作成した、HSE COSHH essentialsなどに基づく、リスクアセスメント手法における考え方を踏まえた、大量(数kg、数t)の化学物質取扱事業者から極少量(数mg、数μ)の化学物質を取扱う事業者まで、業種を問わず幅広い事業者が使用可能な簡易なリスクアセスメント支援ツールです。

また新機能として、米国NIOSHの手法などを踏まえたばく露濃度から算出した経皮ばく露濃度と取扱条件等から算出した経皮吸収量を比較する方法により、経皮吸収による有害性のリスクを見積もるとともに、GHS区分情報と取扱条件(着火源の有無等)から取扱物質の危険性についてもリスクを見積もる機能を追加した画期的な簡易なリスクアセスメント支援ツールです。

●特徴

- 労働者の化学物質へのばく露濃度を測定しなくても使用できる。
- 大量(数kg、数t)から極少量(数mg、数μ)まで幅広い化学物質取扱量に対応
- 選択肢から回答を導くだけで、簡単にリスクを見積もることが可能。
- リスク低減措置の検討も支援しており、どこを改善すればリスクが下がれるかが確認可能。
- 厚生労働省マニュアル・バンディングでは考慮していない作業条件(換気や作業時間、作業頻度など)の効果も反映。
- 吸入による有害性リスクだけでなく、経皮吸収による有害性リスクや危険性についてもリスクの見積もりが可能。

●手法

- (有害性)英国HSE COSHH essentialsや米国NIOSH「A Strategy for Assigning New NIOSH Skin Notations」(2009)などを踏まえた吸入及び経皮吸収による有害性リスクを見積もる手法。
- (危険性)危険性に関するGHS区分情報と取扱条件(着火源の有無等)を踏まえて危険性リスクを見積もる手法。
- ばく露濃度(またはGHS区分情報に基づく管理目標濃度)と化学物質の取扱い条件等から推定したばく露濃度を比較する方法。

●注意

- 短時間のばく露による健康影響は対象外。
- 何らかの理由によりばく露が大きくなるような作業については、リスクを過小に見積もる可能性がある。
- 危険性については、プロセスについては対象外としており、化学物質が潜在的に有する危険性に気づくことを主目的としているため、プロセスで用いる場合などは、労働安全衛生総合研究所が作成した「労働研 リスクアセスメント等実施支援ツール」などをご利用ください。

CREATE-SIMPLEの流れは次のとおりです。

【作業条件(吸入ばく露)】
- 取引量
- 揮発性(液体)、飛散性(固体)
- 含有率
- 取扱状況
- 作業方法(スプレー、作業の有無など)
- 作業時間、作業頻度
- 作業用保護具の使用状況
- 作業場所、作業環境
- 経路距離、経路時間

【作業条件(経皮ばく露)】
- 経路距離、経路時間
- 危険化学物質性(水・オクタン-1分配係数など)

【危険有害性】
- GHS区分情報
- 危険有害性(評定濃度、TLV-TWAなど)

【物質状況(危険性)】
- 可燃性(固体)
- 酸化状態
- 反応状況
- 反応状況(着火源の有無、自発的の有無など)

【リスクの程度の見積もり】
- (吸入) リスクレベルの決定
- (経皮) リスクレベルの決定
- (危険性) リスクレベルの決定

名称	マニュアル・参考	ツールへのリンク
CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)	・マニュアル ・設計基準	CREATE-SIMPLE

CREATE-SIMPLEはEXCELファイルです。ここから入手(ダウンロード)できます。マニュアルや設計基準も確認できます。

職場の安全サイトHP



【有害性の程度を下げる】

- 1 **代替物質に変える**・・・ばく露限界値が高い物質又はハザードレベルの低い物質への変更

【ばく露の程度（推定ばく露濃度）を下げる】

- 2 **取扱量を減らす**・・・化学物質の取扱量を減らす
- 3 **揮発性・飛散性を下げる**
液体の場合、高沸点溶剤の使用や取扱温度を低下し揮発性を下げる
固体の場合、粒子径を大きくし飛散性を下げる
- 4 **含有率を下げる**・・・対象化学物質を希釈して含有率を下げる
- 5 **作業内容の変更**・・・スプレー作業の中止や塗布面積を狭くする
- 6 **換気措置の強化**・・・密閉、遠隔操作、局排設置など工学的対策の実施
- 7 **作業時間・作業頻度を下げる**・・・取扱作業時間や作業頻度の低減（自動化・無人化も含む。）
- 8 **呼吸用保護具の使用**・・・防護係数の高い呼吸用保護具（電動ファン付き呼吸用保護具など）の使用と使用に際し密着性のテストの実施

51

化学物質規制の見直し（概要）



52

報道関係者 各位

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書を公表します

～化学物質への理解を高め、自律的な管理を基本とする仕組みへの見直し～

厚生労働省の「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」（座長：城内博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）は、このたび、化学物質管理に関する規制の見直しについて報告書を取りまとめましたので、公表します。

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上り、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくなく、法令規制対象外の物質が引き起こす労働災害が頻発しています。

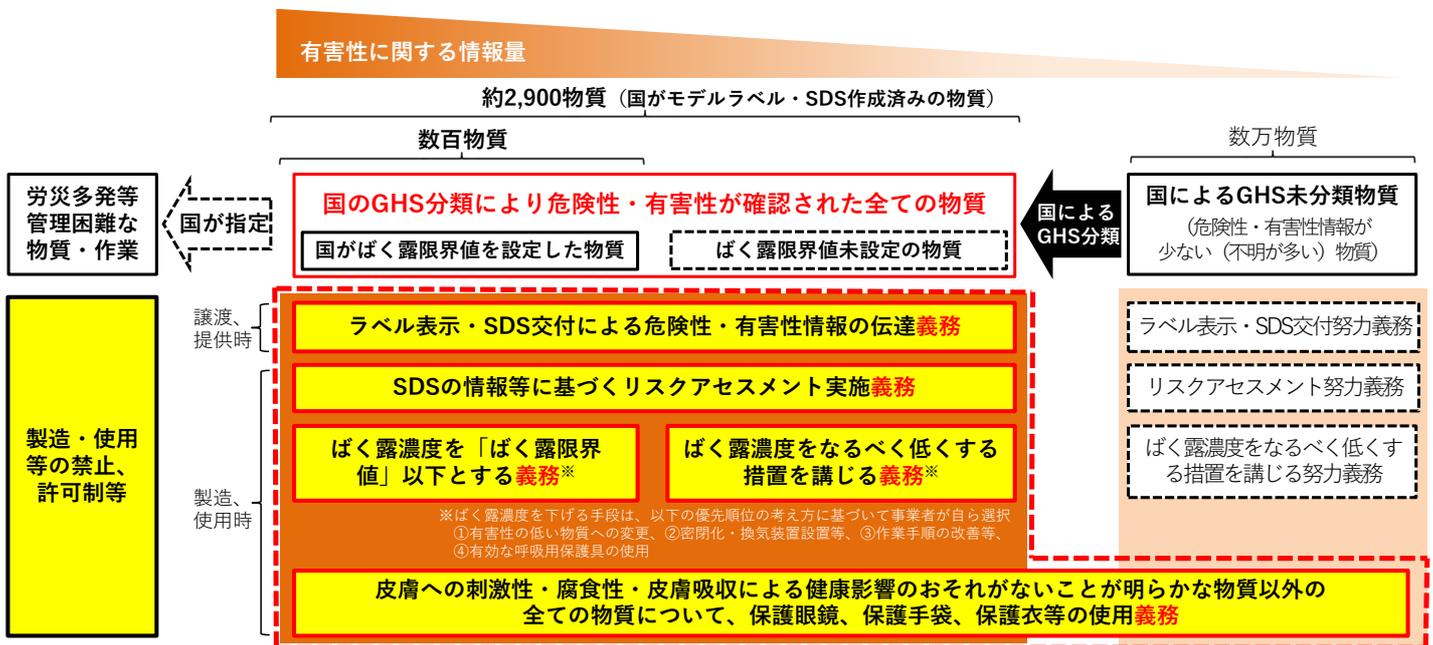
この課題について、令和元年9月に学識経験者、労使関係者による検討会を設置し、国際的な規制動向も踏まえ、15回にわたり議論を重ね、職場における化学物質等の管理のあり方を検討してきました。

厚生労働省は、この報告書を受けて、速やかに労働安全衛生法に基づく関係法令の改正の検討を進める方針です。



見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）

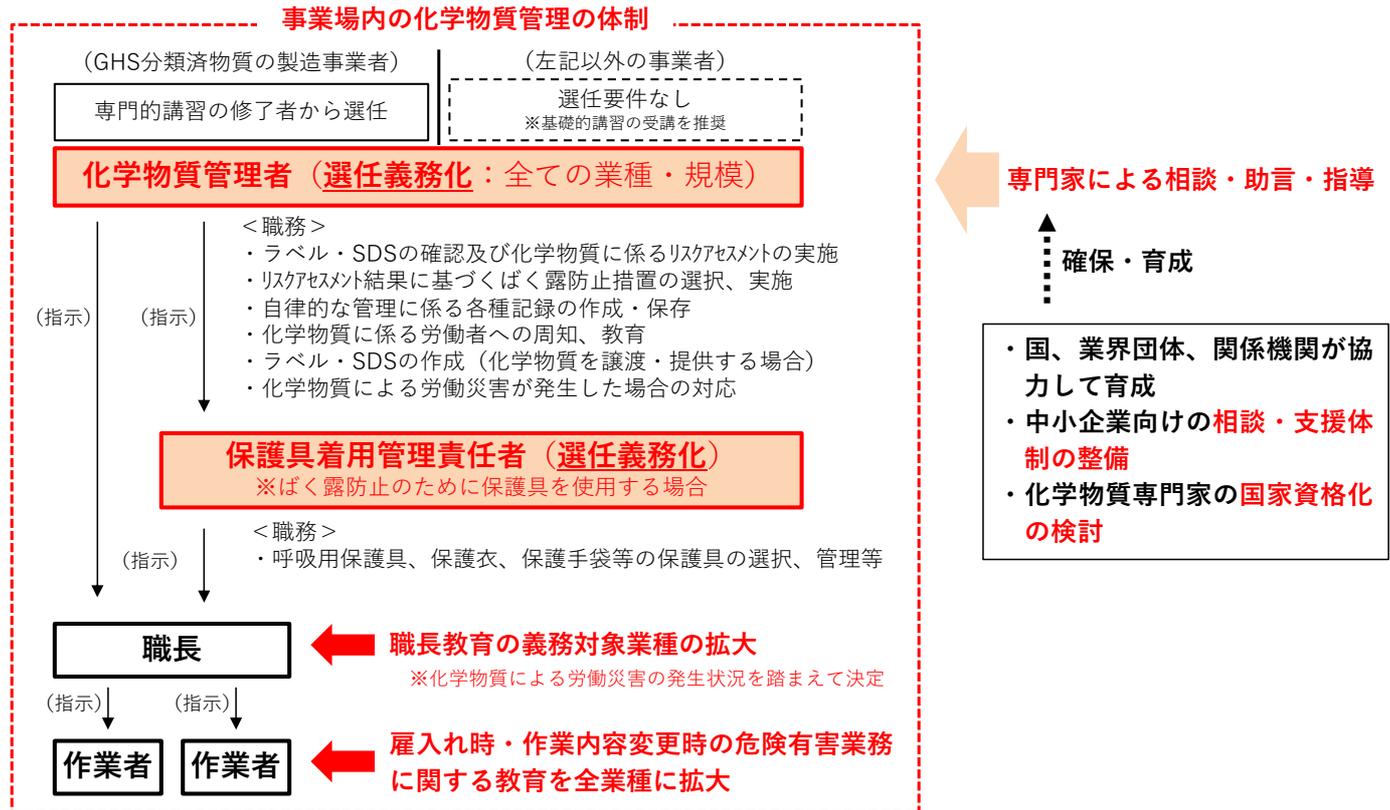
- 対象物質の大幅拡大。
- 国が定めた管理基準を達成する手段は、**リスクアセスメントにより事業者が自ら選択**。
- 特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用（一定の要件を満たしたときは自律的な管理を容認）。



事業者措置義務がかかる範囲

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成



55

報告書の概要

①今までは、国が事業所の化学物質の取扱状況を調べて、国がリスクアセスメントを行い、有機則、特化則などで規制する。

これからは、事業場がリスクアセスメントをして、自らばく露防止対策を行っていく。

②今までは、リスクアセスメントの実施までが義務だった。

これからは、リスクアセスメントを実施した後、ばく露防止対策の実施まで求めていく。

③そのために、事業場内部の化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任し、事業場外部の化学物質管理専門家に助言をもらう等の管理体制を確立する。



56

化学物質規制の見直し（詳細）



57

令和4年5月31日プレスリリース

報道関係者各位

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業4日以上[※]の労働災害（がん等の遅発性[※]疾病を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則[※]の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

厚生労働省では、今後、円滑な移行に向けた周知の徹底や啓発活動に取り組むことで、化学物質による労働災害の防止を一層推進していきます。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則



58



労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の発がん性疾患を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の発がん性疾患も後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

＜現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）＞

＜見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基礎とする規制）＞

1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等 2024(R6).4.1施行による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物[※]）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。
- 2022（令和4）年2月公布の労働安全衛生法施行令（安衛令）改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにてCAS登録番号付きで公開されています。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

※リスクアセスメント対象物：
労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質



1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等 2024(R6).4.1施行による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（**リスクアセスメント対象物[※]**）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を**順次追加**します。
- **2022（令和4）年2月公布**の労働安全衛生法施行令（安衛令）改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで比較的強い有害性が確認された**234物質**がラベル表示等の義務対象に**追加**されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- **今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質**は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターの**ウェブサイト**にてCAS登録番号付きで**公開**されています。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

※リスクアセスメント対象物：

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

労働安全衛生研究所HP



リスクアセスメント対象物

改正前(令和4年9月現在): **674物質**

改正後(数年後): GHS分類済の**2900物質** + 新たに分類する物質

・ **令和6年4月施行**(令和4年2月公布)

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の 카테고리ーで区分1に分類された**234物質**を追加

・ **令和7年4月施行予定**(令和4年度改正予定)

上記以外の 카테고리ーで区分1に分類された**約700物質**を追加予定

・ **令和8年4月施行予定**(令和5年度改正予定)

健康有害性の 카테고리ーで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を追加予定

61

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者が**リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置**

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で**最小限度**にしなければなりません。

2023(R5).4.1施行

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を**密閉**する設備、**局所排気装置**または**全体換気装置**を設置し、稼働する
- iii 作業の**方法を改善**する
- iv **有効な呼吸用保護具**を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として

2024(R6).4.1施行

厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準(**濃度基準値**)**以下**としなければなりません。

(2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見**を聴く機会を設け、**記録**を作成し、**3年間保存**しなければなりません。

(1)①に関する部分

2023(R5).4.1施行

(1)②に関する

2024(R6).4.1施行

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの(**がん原性物質**)は**30年間保存**です。

(3) **リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務**

(1)①のリスクアセスメント対象物**以外**の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ ivの方法等で、最小限度にするように**努め**なければなりません。

努力義務

2023(R5).4.1施行

62

(1)②について

- ・濃度基準値以下であることを確認する方法(詳細は今後定める)
 - ①**個人ばく露測定**や作業環境測定(**C・D測定**)
 - ②**作業環境測定(A・B測定)**
 - ③**クリエイトシンプル**等の数理モデル

- ・厚生労働大臣が定める物質(**濃度基準値設定物質**)
厚生労働大臣が定める濃度の基準(**濃度基準値**)
⇒**これらは今後定める**



(2)について

記録を作成する内容

- ①**ばく露低減措置**の状況
- ②**従事労働者のばく露**状況
- ③**従事労働者の氏名**、**作業概要**、**作業期間**
- ④**がん原性物質**に著しく汚染したときはその概要と**応急措置**
- ⑤**ばく露低減措置**についての**労働者の意見聴取**状況



1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含む製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に**障害等防止用保護具を使用**させなければなりません。

- | | | |
|---|---------------------------------------|----------------|
| ① 健康障害を起こすおそれの あることが明らかな 物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者 | 努力義務 | 2023(R5).4.1施行 |
| | 義務 | 2024(R6).4.1施行 |
| ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する | | |
| ② 健康障害を起こす おそれがないことが明らかなもの以外 の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者
(①の労働者を除く) | 努力義務 | 2023(R5).4.1施行 |
| | ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する | |



65

1-3について

健康障害を生ずる**おそれがないことが明らか**とは以下のものが含まれる

SDS等に記載された有害性情報のうち、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれも「区分に該当しない」

かつ

「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」を除くいずれにおいても経皮による健康有害性のおそれに関する記載がない。

1-4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下
①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況
の調査審議を行うことを義務付けます*。

①に関する部分 2023(R5).4.1施行

②～④に関する部分 2024(R6).4.1施行

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を**最小限度にするために講ずる措置**に関すること
 - ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を**濃度基準値以下とするために講ずる措置**に関すること
 - ③ **リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択**して講ずるばく露防止措置の一環として実施した**健康診断**の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
 - ④濃度基準値設定物質について、労働者が**濃度基準値を超えてばく露したおそれ**があるときに実施した**健康診断**の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- * 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、**関係労働者からの意見聴取の機会**を設けなければなりません。

1-5 がん等の遅発性疾病の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う**同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種のがん**に罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について**医師の意見を聴**かなければなりません。
また、医師がその罹患が**業務に起因**するものと疑われると判断した場合は、**遅滞なく**、その労働者の従事業務の内容等を、所轄都道府県**労働局長に報告**しなければなりません。

2023(R5).4.1施行

67

1-5について

- ・労働者の自発的な申告や退職手続等で職務上、事業者が知り得る場合に限るものであり、**本人の同意なく労働者の個人情報**を収集することを求める趣旨ではない。
- ・**衛生委員会等において把握方法をあらかじめ決めておく**ことが望ましい。
- ・**業務に起因すると疑われるとは、同種の作業を行っていた場合や、別の作業であっても同一の化学物質にばく露した可能性**がある場合



68

1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

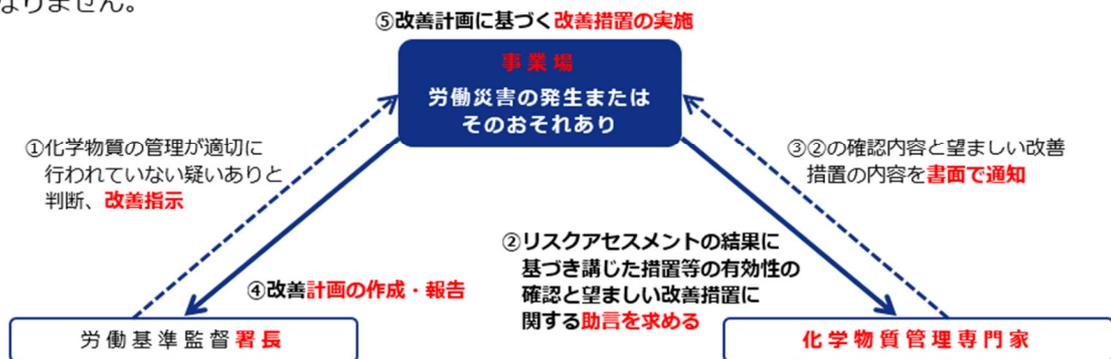
リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

2023(R5).4.1施行

1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。

2024(R6).4.1施行



69

1-6について

リスクアセスメントについての義務

・改正後

- ①実施
- ②その結果に基づく措置の実施
- ③措置についての労働者の意見聴取
- ④記録の作成
- ⑤保存

・改正前

上記①と⑤のみ



70

1-6について(参考)

リスクアセスメントの実施時期

安衛則第34条の2の7第1項

- 1 法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行う。
 - 一 リスクアセスメント対象物を**原材料等として新規に採用し、又は変更**するとき。
 - 二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る**作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更**するとき。
 - 三 リスクアセスメント対象物による**危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがある**とき。

71

1-7について

- ・**化学物質管理専門家は、事業場に属さないことが望ましいが、同一法人の別事業場に属する者であっても差し支えない**
- ・**化学物質管理専門家の確認**を受けるべき事項
 - ①リスクアセスメントの**実施**状況
 - ②リスクアセスメントの**結果に基づく措置**の実施状況
 - ③**作業環境測定又は個人ばく露測定**の実施状況
 - ④**特別規則に規定するばく露防止措置**の実施状況
 - ⑤化学物質の**管理**、容器への**表示**、労働者への**周知**状況
 - ⑥化学物質等に係る**教育**の実施状況



72

1-7について

化学物質管理専門家の要件

- ①労働衛生コンサルタント(区分が労働衛生工学)試験に合格し、登録を受けた者で、5年以上の業務経験※
- ②衛生工学衛生管理者の免許を受けた者で8年以上の業務経験
- ③作業環境測定士として6年以上の業務経験かつ厚生労働省労働基準局長が定める講習(別途示す予定)修了
- ④上記と同等以上の能力を有する者

※粉じん則:粉じんの管理に係る業務
粉じん則以外:化学物質の管理に係る業務



73

1-7について

同等以上の能力を有する者とは

- ①労働安全コンサルタント試験(区分が化学)に合格し、5年以上の業務経験(前ページと同じ※印)
- ②一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会のCIH労働衛生コンサルタント
- ③公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニスト
- ④公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクター
- ⑤衛生管理士(労働衛生コンサルタント試験(区分が労働衛生工学)の合格者)に選任され5年以上の業務経験

74

1-7について

報告様式

様式第4号（第34条の2の10関係）

改善計画報告書

事業場の名称			
事業場の所在地	郵便番号（ ）		
		電話（ ）	
所轄労働基準監督署長から改善指示を受けた日	年 月 日		
化学物質管理専門家から通知を受けた日	年 月 日		
改善計画の作成日	年 月 日		
通知を行った化学物質管理専門家	所属事業場名		
	氏名		
備考欄			

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 通知を行った化学物質管理専門家が、労働安全衛生規則第34条の2の10第2項に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写しを添付すること。
- 2 化学物質管理専門家を作成した労働安全衛生規則第34条の2の10第3項に規定する確認結果及び改善措置に係る助言の通知の写しを添付すること。
- 3 労働安全衛生規則第34条の2の10第4項に規定する改善計画の写しを添付すること。



75

1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

2024(R6).4.1施行

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、**労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは**、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の**健康診断**を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が**濃度基準値を超えてばく露したおそれ**があるときは、**速やかに**、医師等による**健康診断**を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その**記録**を作成し、**5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）**保存しなければなりません。

(2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、労働者に**がん原性物質**を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の**作業歴を記録**しなければなりません。また、その記録を**30年間保存**しなければなりません。



76

1-8について

- ・特殊健康診断(有機、特化等)は引き続き実施義務あり(ただし、実施頻度の緩和措置あり⇒詳細は5を参照)
- ・特殊健康診断の義務がない化学物質について、
 - ・リスクアセスメントの結果に基づいて
 - ・関係労働者の意見を聴き
 - ・必要があると認めるとき(①)は
 - ・医師又は歯科医師が必要と認める項目(②)について健康診断を実施する
- ・上記①、②は今後示す予定



1-8について

- ・濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとは以下を含む
 - ①大量漏洩
 - ②ばく露防止措置の不備(防毒マスクの不使用等)
 - ③濃度測定を行った結果が濃度基準値を超えている
- ・がん原性物質は今後告示で示す



(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに**化学物質管理者を選任**します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の 製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の 製造事業場 以外 の事業場	資格要件なし (専門的講習等の 受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性及び有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

(3) 職務

- ・ **ラベル・SDS等**の確認
- ・ 化学物質に関わる**リスクアセスメント**の実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止**措置**の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種**記録**の作成・**保存**
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への**周知**、**教育**
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による**労働災害が発生した場合の対応**

2-1について

・リスクアセスメント対象物を**取り扱う作業工程が密閉化や自動化されているため、労働者にばく露するおそれがない場合でも選任必要**

・**選任要件**

専門的講習は社内で自ら行えば足りるが外部講習を受けることが望ましい（講習の詳細は告示で示す予定）



2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる**能力を有する者**

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の**管理**その他保護具の管理に関わる業務

2-3 雇入れ時等教育の拡充

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種では**一部教育項目の省略が認められていました**が、**この省略規定を廃止**します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う**全ての事業場**で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

2024(R6).4.1施行

2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった**職長**その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生**教育**を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の**業種が追加**されます。

2023(R5).4.1施行

・ 食料品製造業

食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。

・ 新聞業、出版業、製本業、**印刷**物加工業

81

2-2について

・ 保護具着用管理責任者の選任要件

- ① 化学物質管理専門家の要件に該当
- ② 作業環境管理専門家の要件に該当
- ③ 労働衛生コンサルタント試験合格
- ④ 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許保有者
- ⑤ 有機溶剤作業主任者技能講習等の修了者
- ⑥ 安全衛生推進者の資格保有者

・ 上記の①～⑥に該当する者がいないときは、**保護具の管理に関する教育の受講者(今後示す予定)**

・ 上記の①～⑥に該当するときでも、**受講が望ましい**



82

2-2について

- ・保護具着用管理責任者の職務内容
 - ①保護具の適正な選択
 - ②保護具の適正な使用
 - ③保護具の保守管理
- ・事業場ごとに選任
- ・選任したときは、事業場に掲示、腕章や帽子の着用
イントラネットワークにより労働者に周知
- ・作業主任者が兼任可
(ただし、兼任不可の場合あり⇒詳細は6(2)を参照)

83

2-3について

雇入れ時等教育

- ・全ての業種において以下の内容を教育する義務
 - ①原材料のリスクや取扱方法
 - ②保護具等
 - ③作業手順
 - ④作業開始前点検
- ・改正前は、一部業種において上記教育が免除されていた



84

3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日)
施行

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。この改正は、**通知方法の柔軟化**を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。

改正前

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、**以下の方法で通知**が可能

- ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・FAX送信、電子**メール**送信
- ・通知事項が記載された**ホームページ**のアドレス、**二次元コード**等を伝達し、閲覧を求める

85

3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

2023(R5).4.1施行

SDSの通知事項である「**人体に及ぼす作用**」を、**定期的に確認**し、変更があるときは**更新**しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、**変更内容を通知**することとします。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の**特定危険有害化学物質等**も、同様の更新と通知が**努力義務**となります。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

3-3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- SDSの**通知事項**に新たに「**（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が**追加**されます。
- SDSの通知事項である、**成分の含有量**の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、**重量パーセント**の記載が必要となります。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。
また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

86

3-2について

・再通知先の**範囲**

譲渡提供先に関する情報の保存期間、対象物質の使用期限等を踏まえて**合理的に判断**

・再通知の**方法**

ホームページにおいてSDS等を更新した旨をわかりやすく周知し、SDS等を容易に閲覧できるようにすること等も可能

・令和10年3月31日までに**初回確認**



87

3-4 化学物質を事業場内で**別容器等で保管**する際の措置の強化

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質

2023(R5).4.1施行

(ラベル表示対象物)について、譲渡・提供時以外も、以下の場合は**ラベル表示・文書の交付**その他の方法で、**内容物の名称やその危険性・有害性情報**を伝達しなければなりません。

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

3-5 **注文者が必要な措置**を講じなければならない設備の範囲の拡大

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の

2023(R5).4.1施行

仕事を外注する注文者は、**請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付**しなければならないとされています。

この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。



88

3-4について

- ・保管者と保管された対象物を取り扱う者が異なる場合の危険有害性の情報伝達が主な目的
- ・一時的に小分けした容器や作業場所に運ぶために移し替えた容器は対象外
- ・使用場所への掲示、一覧表の備え付け、記録媒体に記録しその内容を常時確認できる機器の設置、作業手順書等による方法も可能

89

4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、**2023(R5).4.1施行** その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）についてし、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメント**個別規制の適用を除外**に基づく管理）に委ねることができます。

5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する **2023(R5).4.1施行** 特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できます。



90

4について

適用除外認定のための要件

- ①**専属の化学物質管理専門家を配置**
(作業場の規模、物質の種類や量に応じた適切な人数)
- ②**過去3年間**、申請に係る全ての化学物質について、
死亡又は休業4日以上の**労働災害が発生していない**
- ③**過去3年間**、申請に係る全ての化学物質について、
作業環境測定結果が**第1管理区分**
- ④**過去3年間**、申請に係る全ての化学物質について、
特殊健康診断で異常所見がある労働者がいない
- ⑤**過去3年間に1回以上**、事業場に**属さない化学物質**
管理専門家による評価を受け、必要な措置が適切に
講じられている
- ⑥**労働安全衛生法及びこれに基づく命令に違反なし**

91

4について

- ・**特殊健康診断や保護具については適用除外出来ない**
- ・**3年ごとに認定の更新を受けなければ失効**



92

5について

- ・労働者ごとに緩和するかを判断する
- ・危険有害性が高い**製造禁止物質及び特別管理物質**に関する特殊健康診断の実施については緩和の**対象外**
- ・**施行日(R5.4.1)後の直近の健康診断実施日以降**において以下を満たすこと
 - ①**3回連続**で作業環境測定結果が**第1管理区分**
 - ②**3回連続**で特殊健康診断結果に**新たな異常所見なし**
 - ③**ばく露量に大きな影響を与えるような作業内容の変更なし**

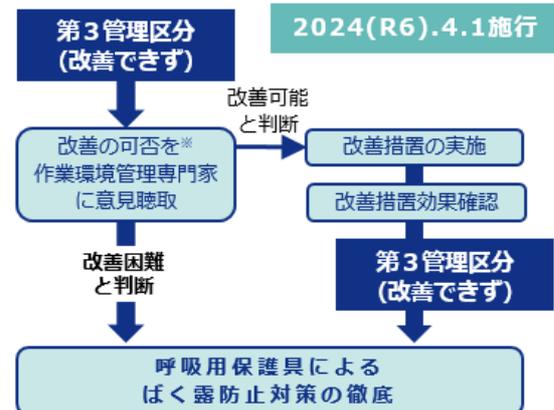


93

6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、**外部の作業環境管理専門家の意見**を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の**改善が可能な場合**、**必要な改善措置**を講じ、その**効果を確認するための濃度測定**を行い、結果を評価しなければなりません。



(2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と

(1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① **個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定**を行い、その結果に応じて労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が**適切に装着されていることを確認**すること。
- ③ **保護具着用管理責任者を選任**し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導(いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。)等を担当させること。
- ④ (1)①の**作業環境管理専門家の意見**の概要と、(1)②の措置と**評価の結果**を労働者に**周知**すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、**遅滞なく**この措置の内容を所轄労働基準監督署に**届出**を提出すること。

94

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

(4) その他

- ① (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ② (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

95

6について

・作業環境管理専門家の要件

- ① 化学物質管理専門家
- ② 労働衛生コンサルタント（試験区分が労働衛生工学の合格者）又は労働安全コンサルタント（試験区分が化学の合格者）であって3年以上の化学物質又は粉じんの管理業務
- ③ 衛生工学衛生管理者として6年以上
- ④ 衛生管理士（労働衛生コンサルタント試験（労働衛生工学）合格者）に選任された者で3年以上の業務経験
- ⑤ 作業環境測定士として6年以上
- ⑥ 作業環境測定士として4年以上の業務経験かつ公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する研修又は講習修了
- ⑦ オキュペイショナル・ハイジニスト資格保有者等

96

専門家等まとめ(参考)

- ・**化学物質管理専門家**
 - ①**管理水準が一定以上の認定条件**(詳細は4)
 - ②**労災発生時等の改善等に関する助言**(1-7)

- ・**作業環境管理専門家**
作業環境測定結果が第3管理区分のときの意見(6)

- ・**化学物質管理者**
リスクアセスメント対象物を取扱うとき等(2-1)

- ・**保護具着用管理責任者**
リスクアセスメントに基づき保護具を使用するとき(2-2)

99

新たな化学物質規制項目の施行期日まとめ【1/2】

	規 制 項 目	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
化学物質管理体系の見直し	ラベル表示・通知しなければならない化学物質の追加 (1-1) 【法第57条の2、令別表9】			●
	ばく露を最小限にすること(ばく露を濃度基準値以下にすること) (1-2(1)) 【安衛則第577条の2第2項】		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存 (1-2(1)) 【安衛則第577条の2第2項~4項】(令和5年4月1日~) 【安衛則第577条の2第10項~12項】(令和6年4月1日~)		●	
	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止(健康障害を起こすおそれのある物質) (1-3) 【安衛則第594条の2、3】		●	●
	衛生委員会付議事項の追加 (1-4) 【安衛則第22条】		●	
	がん等の遅発性疾患の把握強化 (1-5) 【安衛則第97条の2】		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存 (1-6) 【安衛則第34条の2の8】		●	
	化学物質労災発生事業場への労働基準監督署長による指示 (1-7) 【安衛則第34条の2の10】			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等 (1-8(1)) 【安衛則第577条の2第3項、4項、5項、8項、9項】			●
	がん原生物質の作業記録の保存 (1-8(2)) 【安衛則第577条の2第3項】(令和5年4月1日~) 【安衛則第577条の2第11項】(令和6年4月1日~)		●	

100

新たな化学物質規制項目の施行期日まとめ【2/2】

	規 制 項 目	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
実施体制の確	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化 (2-1、2-2) 【安衛則第12条の5、6】			●
	雇入れ時等教育の拡充(2-3) 【安衛則第35条】			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 (2-4) 【安衛施行令第19条】		●	
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化(3-1) 【安衛則第34条の2第3項】	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認および更新(3-2) 【安衛則第24条の15第1項及び第3項】、【第34条の2の5第2項及び第3項】		●	
	SDS等による通知事項の追加および含有量表示の適正化(3-3) 【安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6】			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化 (3-4) 【安衛則第33条の2】		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (3-5) 【安衛施行令第9条の3】		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外(4) 【特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2】		●		
特殊健康診断の実施頻度の緩和(5) 【特化則第39条第4項、有機則第29条第6項、鉛則第53条第4項、四アルキル鉛則第22条4項】		●		
第3管理区分事業場の措置強化(6) 【特化則第36条の3第2項、有機則第28条の3第2項、鉛則第52条の3第2項、粉じん則第26条の3第2項】			●	

101

関係法令等

・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令
(令和4年厚生労働省令第91号)



・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について
(令和4年5月31日付け基発0531第9号)(施行通達)



・労働安全衛生法の新たな化学物質規制(リーフレット)



・化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に
関する指針の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第190号)



102

関係法令等

・労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等の適用等について(令和4年9月7日付け基発0907第1号)



・労働安全衛生規則第34条の2の10第2項等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和4年厚生労働省告示第274号)



・粉じん障害防止規則第3条の2第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和4年厚生労働省告示第275号)



・労働安全衛生規則第12条の第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習(令和4年厚生労働省告示第276号)



103

令和4年度 全国労働衛生週間

目的

事業場の労働衛生意識を高める

事業場の自主的な労働衛生管理を促す

スローガン

あなたの健康があってこそ笑顔があふれる健康職場

期間

10月1日～10月7日まで(9月は準備期間)

兵庫労働局HP



104

相談窓口

1. 電話、メール等による相談窓口を設置

- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ・ 新たな化学物質管理の制度の内容 など

TEL: 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

E-mail: soudan@technohill.co.jp

受付時間：平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

令和4年4月1日から令和5年3月17日まで（土日祝日、国民の休日、12/29～1/3を除く。）

令和4年度委託先：テクノヒル株式会社 ※令和5年度以降の開設期間と問い合わせ先は未定

2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

中小規模事業場を対象に、事業場の要望に応じて専門家を派遣し、リスクアセスメント等の支援を実施
支援内容

- ・ 新たな化学物質規制への対応について
- ・ 化学物質のリスクアセスメント方法
- ・ GHSラベルやSDSの読み方
- ・ リスクを低減するための対策 など

TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145

申込受付時間：令和4年4月1日～令和5年1月31日正午まで（訪問可能期間は2月28日まで）

令和4年度委託先：テクノヒル株式会社 ※令和5年度以降の開設期間と問い合わせ先は未定

105

質問窓口

講演内容についてのご質問等は下記まで



Email: bunseki@hyogo-yobouigaku.or.jp



078-856-7223

公益社団法人 日本作業環境測定協会 兵庫支部



106

終

ご清聴ありがとうございました。